

第3回 少子化社会対策大綱の推進に 関する検討会 説明資料

令和3年11月5日

内閣府子ども・子育て本部

地域における子育て支援について

<これまでの取組>

少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）等において、子育て家庭における様々なニーズに対応し、全ての子育て家庭が、それぞれが必要とする支援にアクセスでき、安心して子供を産み育てられる環境を整備することとされており、利用者支援事業等を実施している。

<現状・進捗状況>

第204回通常国会において、「子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律」が成立し、市町村子ども・子育て支援事業計画の記載事項に、子育て支援を行う関係機関の連携推進に関する事項を追加。

子育て家庭を支援する利用者支援事業における巡回支援等を行うための新たな加算の創設など、令和3年度予算より関係機関が連携した多機能型地域子育て支援の展開に向けた取組を充実。

- ・利用者支援事業（基本型）においては、地域の支援員が各事業所等を巡回し、連携・協働の体制づくり等の支援を実施
- ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）においては、提供会員の確保の促進や、安心して子どもの預かり等を実施するため、地域子育て支援拠点等との連携を強化
- ・地域子育て支援拠点事業においては、両親共に参加しやすくなるよう休日の育児参加促進に関する講習会の実施を支援

<今後の課題と取組方針>

上記法改正を踏まえ、子ども・子育て支援給付等の円滑な実施を確保するための基本的な指針を改正し、法改正内容を盛り込む予定。

令和3年度より追加した上記事項の実施を支援するとともに、引き続き子育て支援に関する連携・協働の体制づくりを推進。

<関連するデータ・数値目標等の進捗状況>

- ・利用者支援事業
実施箇所数 2,864か所（令和2年度実績）
目標値 全体で3,600か所（令和6年度末）
 - ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
実施箇所数 956か所（令和2年度実績）
目標値 1,150か所（令和6年度末）
 - ・地域子育て支援拠点事業
実施箇所数 7,735か所（令和2年度実績）
目標値 10,200か所（令和6年度末）
- 実施箇所数については、地方単独分を除く。



総合的な少子化対策を推進する一環として、保育の需要の増大等に対応し、子ども・子育て支援の効果的な実施を図るため、施設型給付費等支給費用のうち一般事業主から徴収する拠出金を充てることができる割合の引上げ等を行うとともに、児童手当が支給されない者のうちその所得の額が一定の額未満のものに限り特例給付を支給することとする等の措置を講ずる。

概要

(1) 子ども・子育て支援法の一部改正

市町村子ども・子育て支援事業計画に定める任意的記載事項の追加

市町村子ども・子育て支援事業計画において定めるよう努めるべき事項として、地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項を追加する。【子ども・子育て支援法第61条第3項関係】

施設型給付費等支給費用に充てることができる事業主拠出金の上限割合の引上げ

都道府県及び市町村以外の者が設置する特定教育・保育施設に係る施設型給付費等（保育所等運営費）の支給に要する費用のうち満3歳未満保育認定子ども（0～2歳）に係るものについて、一般事業主からの拠出金をもって充てることができる割合を6分の1を超えない範囲から5分の1を超えない範囲に変更する。【子ども・子育て支援法第66条の3第1項関係】

子育て支援に積極的に取り組む事業主に対する助成制度の創設

政府は、令和9年3月31日までの間、仕事・子育て両立支援事業として、労働者の子育ての支援に積極的に取り組んでいると認められる事業主に対し助成及び援助を行う事業ができることとする。【子ども・子育て支援法附則に条を新設】

(2) 児童手当法の一部改正

特例給付の対象者のうちその所得の額が一定の額以上の者を支給対象外とすることとする（令和4年10月支給分から適用）。【児童手当法附則第2条関係】

児童手当法施行令に、子ども2人+年収103万円以内の配偶者がいる場合は年収1,200万円等となる基準額を規定予定。

併せて、自治体における情報連携の進展を踏まえ、毎年提出を求めている現況届を原則廃止（児童手当法施行規則改正予定）。

検討規定【改正法附則に規定】

政府は、子ども・子育て支援に関する施策の実施状況等を踏まえ、少子化の進展への対処に寄与する観点から、児童の数等に応じた児童手当の効果的な支給及びその財源の在り方並びに児童手当の支給要件の在り方について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

施行期日

令和4年4月1日（ただし、(1)の は、令和3年10月1日、(2)は令和4年6月1日）

市町村子ども・子育て支援事業計画に定める任意的記載事項の追加

趣旨・改正の内容

子ども・子育て支援法

- 市町村は、国が示す基本指針に即して、教育・保育の量の見込み、確保の内容、実施時期等の義務的記載事項のほか、任意的記載事項等を規定した市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「市町村支援事業計画」という。）を定めている。
- 地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援において、各子育て支援事業の実施者の連携・協力の推進を図っていくことは重要であり、例えば、令和3年度予算において、利用者支援事業の中で地域の支援員が各事業所等を巡回する等の取組に対する支援を行うこととしている。
- これらを踏まえ、市町村支援事業計画において定めるよう努めるべき任意的記載事項として、子ども・子育て支援の提供に係る機関の連携の推進に関する事項を追加する。



- ・平成27年度から5年間を一期として市町村ごとに策定（第一期計画）
- ・教育・保育の量の見込み、確保の内容、実施時期等について規定
- ・令和2年度から6年度までの期間について第二期計画を策定済

改正後条文

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一～四 略（一～四では、義務的記載事項として教育・保育の量の見込み、確保の内容、実施時期等について規定。）

3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

四 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項

4～10 略

多機能型地域子育て支援の新たな展開に向けた対応

我が国では、少子化の進行や人口減少が深刻さを増しており、これらの解決のためには、子育て家庭が身近な場所で、適切な支援を受けられる体制を作ることが必要となる。

少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）においても、子育て家庭における様々なニーズに対応し、全ての子育て家庭が、それぞれが必要とする支援にアクセスでき、安心して子供を産み育てられる環境を整備することとされている。

これを踏まえ、**子育て家庭が身近な地域で安全にかつ安心して子育てができるよう、利用者支援事業を核とした多機能型地域子育て支援の新たな展開に向け、以下の取組を推進する。**

地域子ども・子育て支援事業の相互連携・協力について市町村子ども・子育て支援事業計画へ位置付け（子ども・子育て支援法を改正）

新たな展開の方向性

共通課題である

量的拡充

人材の確保・育成

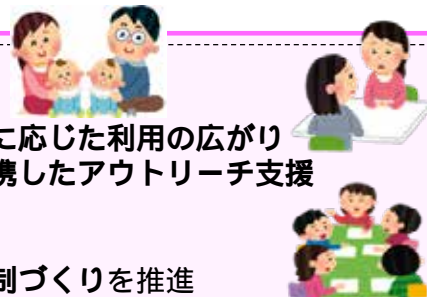
を図るとともに、相互に関連し合う子育て支援事業を有機的につなぎ、一体的に実施することにより、



個々のニーズへの対応では、

- ・子育て親子の利便性の向上（ワンストップ化）
- ・子育て関連のより幅広い情報収集や、個々のニーズに応じた利用の広がり
- ・保健サイド（子育て世代包括支援センター等）と連携したアウトリーチ支援
- ・孤立化の解消、虐待の未然防止

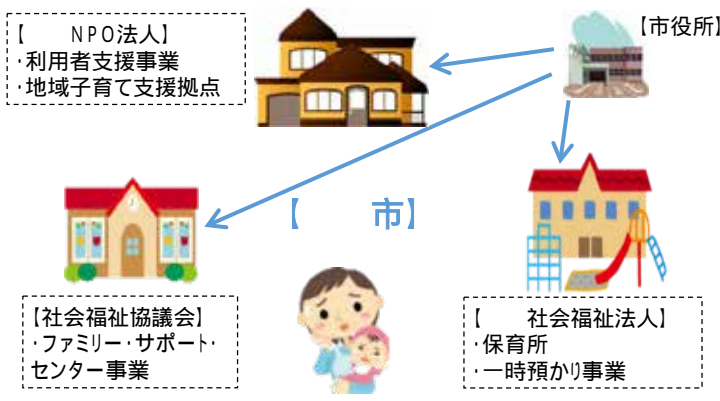
などを進め、さらに、**子育て支援の新たな社会資源の創出、連携・協働の体制づくりを推進**



市町村における新たな展開のイメージ

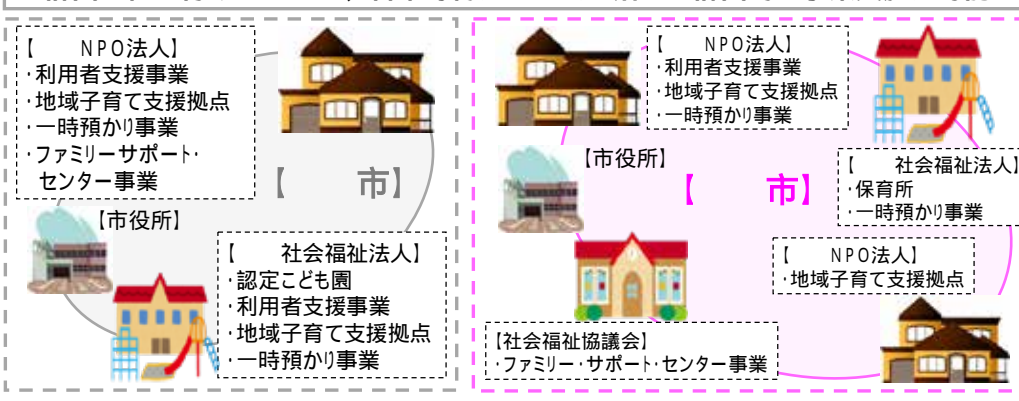
《現状》

- 各事業実施主体が 市から委託等を受け、個別に事業を展開
- 利用者の個々のニーズへのきめ細やかな対応が困難な状況



《新たな展開》

- 一つの事業実施主体が多機能型地域子育て支援を展開し、総合的な支援を実施
- 各事業実施主体間で相互連携・協力を図ることで、利用者ニーズに的確に対応
利用者支援事業について、支援員が各事業所等を巡回し、連携・協働の体制づくり等を行う加算を創設するとともに、国庫補助率を1/3から2/3に引上げ（3年度予算）
- 計画に位置付けることで、各市町村がニーズに沿った計画的な事業実施が可能に



利用者支援事業

(概要)

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業。

実施か所数の推移 (単位 か所数)

28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度
1,445	1,897	2,278	2,524	2,864

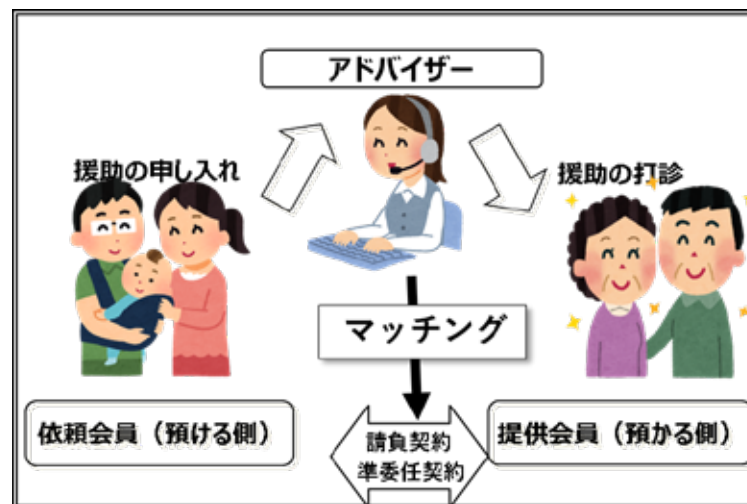
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)

(概要)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行う事業。

実施か所数の推移 (単位 か所数)

28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度
833	863	890	931	956



地域子育て支援拠点事業

(概要)

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する事業。(主に保育所、公共施設、児童館、空き店舗等で実施)

実施か所数の推移 (単位 か所数)

28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度
7,063	7,259	7,431	7,578	7,735